令和6年4月1日から し尿汲み取り料金が変わります

今回の料金改定は、昨今の燃料費や諸物価の高騰に対し、し尿汲取 り業務を安定的かつ継続的に行うため、汲取り料金の適正化を図るも のです。

住民生活に密接した不可欠な業務であることから、収集コストに係る経費など様々な角度から慎重に協議を重ねた結果、令和6年4月1日から新料金を適用することとなりました。

住民の皆様には、し尿処理業務の適正な実施について、ご理解とご協力をお願いします。

なお、改定後の料金は、以下のとおりです。

| 改定前 | | 改定後 | |
|----------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|-----------------------|
| 令和6年3月31日まで | | 令和6年4月1日から | |
| 阿蘇市 産山村 高森町 南阿蘇村 西原村 | 10リットルあたり 110円 (消費税別) | 阿蘇市 産山村 高森町 南阿蘇村 西原村 | 10リットルあたり 130円 (消費税別) |
| 南小国町 | 10リットルあたり 70円 (消費税別) | 南小国町 小国町 | 10リットルあたり 100円 (消費税別) |

《お問い合わせ》阿蘇広域行政事務組合環境衛生課(☎0967-24-5353)